

国立大学法人分科会における評価チームの編成について

平成 25 年 3 月 1 日
国立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成 25 年 11 月 6 日
一部改正：平成 26 年 6 月 25 日
一部改正：平成 28 年 3 月 23 日
一部改正：平成 31 年 3 月 22 日
一部改正：令和 3 年 3 月 5 日
一部改正：令和 4 年 5 月 25 日
一部改正：令和 6 年 6 月 日

1 目的

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会の下に、中期目標期間評価を実施する評価チームを設け、各国立大学法人の業務実績報告書を調査・分析し、評価結果の原案を作成する。

2 評価チームの体制等

（1）基本チーム

- ① 基本チームは、原則として、委員長の指名する委員又は臨時委員 1 名及び専門委員 2 名で構成するものとし、委員又は臨時委員が主査を務める。
- ② 8 チームを設け、各チーム国立大学法人 6～13 法人を担当する。
- ③ それぞれの法人の規模や特性を踏まえた評価を実施するため、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価における財務情報の活用について」（平成 18 年 2 月 20 日国立大学法人評価委員会決定）における法人の分類を参考にして、法人の規模や特性に応じて、各チームの担当法人（別紙 1）を割り当てることとする。

（2）専門チーム

専門チームは、附属病院評価専門チームを設け、原則として、委員長の指名する委員、臨時委員又は専門委員で構成するものとし、その体制等については（別紙 2）のとおりとする。

3 その他

- （1）「評価チームの編成について」（平成 17 年 4 月 26 日国立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、評価チーム委員が関係する国立大学法人を担当しないよう配慮する。
- （2）基本チーム間及び基本チームと専門チームとの間において、評価実施についての共通認識を保つため、必要に応じて、調整の機会を設けるものとする。

~~（３）「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」の中期目標期間評価については、官民イノベーションプログラム部会が行う調査に基づき、評価チームが評価結果の原案を作成する。~~